

(3) 青色申告者

(単位：人)

区 分	営業等所得者	農業所得者	その他所得者	計
70万円以下	882	3	195	1,080
100 "	1,614	18	374	2,006
150 "	3,842	104	1,510	5,456
200 "	4,474	268	2,221	6,963
250 "	4,267	408	2,512	7,187
300 "	3,579	601	2,393	6,573
400 "	5,204	1,462	3,837	10,503
500 "	3,058	1,545	3,146	7,749
600 "	1,761	1,570	2,385	5,716
700 "	1,173	1,381	1,836	4,390
800 "	653	1,174	1,436	3,263
1,000 "	880	1,660	1,989	4,529
1,200 "	488	922	1,173	2,583
1,500 "	488	647	1,116	2,251
2,000 "	537	272	1,031	1,840
3,000 "	412	78	861	1,351
5,000 "	281	8	632	921
5,000万円 超	167	5	390	562
合 計	33,760	12,126	29,037	74,923

調査対象等： 平成16年分の申告所得税の納税者のうち、青色申告者について、平成17年3月31日現在の合計所得により階級区分して、それぞれの分布状況を示したものである。

用語の説明： **青色申告**とは、納税義務者が一定の帳簿に正確な記帳をして、これに基づいた正確な申告と完全な納税をすることを目的として設けられている制度である。このため、一般の申告と区分するため青色の用紙で申告することになっているので、青色申告といわれている。

青色申告が認められているのは事業所得、不動産所得及び山林所得であり、青色申告をした者には税務計算上種々の特典がある。